

平成29年度事業計画書

平成29年度は、公益目的事業として、自然科学、人文社会科学に関する研究奨励事業を以下の通り行います。なお、今年度から、従来の「学術研究奨励金」、「三島海雲学術賞」に加え、新たに「学術活動支援」を行います。

1. 学術研究奨励事業（助成）

本事業は自然科学と人文科学の学術研究において、将来の発展が期待できる優れた研究を支援することを目的としています。

1) 対象分野

(イ) 自然科学部門 : 食の科学に関する学術研究

「食の科学」に関する学術とは、食品素材、製造・加工・調理、発酵・微生物利用、栄養・嗜好・生理機能、食の安全、疾病予防等に係る研究

(ロ) 人文科学部門 : アジア地域を対象とし、哲学、史学、文学を中心とする人文社会科学分野における学術研究(但し、日本を中心とする研究は除く)

2) 助成の種類と内容

(1) 助成の種類

学術研究奨励金は、「個人研究奨励金」と「共同研究奨励金」の2種類とします。

(A) 個人研究奨励金

個人研究を対象とし、応募する研究者個人に対する助成金ですが、共同研究者のあることを妨げません。

(B) 共同研究奨励金

複数の研究機関又は異なる部局の研究者が、共通の課題について、共同して行う研究を対象とし、共同研究グループに対する助成金です。

(2) 助成金額及び採択件数

(A) 個人研究奨励金

1件100万円 両部門合計 52件程度 (総額 5,200万円程度)

(女性研究者と大学院博士課程後期院生で採択件数の30%を目標とします。)

(B) 共同研究奨励金

1件200万円～500万円 両部門合計 3～5件程度 (総額 1,500万円程度)

(3) 助成期間 原則として1年間(毎年7月から翌年6月)

3) 応募資格

(A) 個人研究奨励金

(1) 日本在住の研究者(国籍は問わない)及び海外在住の日本人研究者

(2) 大学院生は、大学院博士課程後期在学者(及びそれに相当する大学院生)

(3) 年齢制限は有りませんが、若手研究者及び女性研究者の積極的応募を期待します。

(B) 共同研究奨励金

(1) 共同研究の代表研究者とします。

代表研究者は、複数の研究機関又は異なる部局の研究者が、共通の課題について、共同して行う研究組織を代表し、計画の推進、取りまとめ等に責任をもって遂行できるものとします。

(2) 代表研究者は国内の大学、研究機関に所属することとします。なお、共同研究者の国籍所属研究機関の所在地(海外も可)を問いません。

(3) 共同研究者は、代表研究者と異なる外部研究機関あるいは部局に所属していること

を必要とします。

(4)また、原則として、分担研究費が100万円を超える共同研究者が一人以上加わることを必要とします。

4) 応募に関する留意点

- (1) 当財団の「個人研究奨励金」と「共同研究奨励金」の両方に申請することは出来ません。
- (2) 平成25年以降(過去3年以内)に当財団から学術賞、奨励金を受贈された方の応募は出来ません。
- (3) 当財団助成期間中に、同一又は類似申請研究課題で、他の民間助成財団の助成が決定している方は応募できません。
- (4) 公的助成(科研費等)に係る大型研究プロジェクト(総額2,000万円以上)の代表者で受領が決定(内定含む)した方はご遠慮ください。
- (5) 民間企業に所属している方や助成期間中に就職を予定される方は応募できません。
また、共同研究者に民間企業に所属している方が含まれている場合も応募は出来ません。
- (6) 日本学術振興会特別研究員の方の応募は可能ですが、日本学術振興会特別研究員規定により特別研究員DCの方は応募できません。

5) 推薦者

- (1) 所属機関の部局長(所属長)、または、これに準ずる方の推薦を必要とします。
大学院生の場合、指導教官による推薦も可とします。
但し、人文科学部門の個人研究奨励金の場合、推薦者は必要としません。
- (2) 申請書は、所属機関の事務局(事務課)経由で提出願います。
- (3) 「個人研究奨励金」の推薦件数は複数可とします。
「共同研究奨励金」の推薦件数は1件とします。

6) 助成対象となる費用

- (1) 研究に直接必要な経費とします。
- (2) 研究機関又は研究室全体の間接経費・一般管理費(オーバーヘッド)は原則として対象外とします。
- (3) 他の研究機関・組織に転任する場合は、本人に対する研究助成金として新たな研究機関・組織に移し換えを行うこととします。

7) 助成の対象とならない研究

- (1) 営利目的、又は営利につながる可能性の大きい研究
- (2) 他の機関からの委託研究
- (3) 実質的に完了している研究

8) 応募方法

当財団ホームページの「応募手順」を確認のうえ、ご応募下さい。応募には電子登録と申請書による申請が必要となります。

9) 応募期間 申請書の受付期間 平成29年1月10日～2月25日(必着)

10) 選考方法

学術委員からなる選考委員会の選考を経て理事会で決定します。

11) 選考基準

以下の諸点に重点を置き選考します。

(A) 個人研究奨励金

- ① 学術的・社会的要請が大きい研究
- ② 独創性に優れ、他の研究の端緒となる可能性のある研究
- ① 研究計画が十分に検討されていて目的達成の可能性が高い研究
- ② 国・企業等の補助、助成が得難く当財団事業目的に沿った研究

- ③ 若い研究者の萌芽的研究
- (B) 共同研究奨励金 上記、①～⑤に加え、
 - ④ 複数の研究機関、異なる部局の研究者による共同研究
 - ⑤ 助成金は共同研究者と適切に配分されていること。
- 1 2) 選考結果の通知

贈呈年度 6 月中旬までに書面にて申請者宛（共同研究者含む）に通知します。
- 1 3) 助成金の贈呈

毎年 7 月上旬までに、申請者及び代表研究者（及び共同研究者）が指定する口座に一括交付します。

贈呈式は、平成 29 年 7 月 7 日（金）を予定しています。（於パレスホテル東京）
- 1 4) 助成金の税法上の特典

本財団助成金は、昭和 44 年 10 月 17 日付大蔵省公示第 96 号により、所得税免税の特典があります。
- 1 5) 研究成果等の報告
 - (1) 助成期間が満了後の平成 29 年 7 月末日までに、「研究報告書」及び「収支報告書」を提出して頂きます。
 - (2) 提出いただく研究報告書は、本財団の「研究報告書」として刊行します。また、財団ホームページで公開しますので、学会発表等に制約が生じないものを提出下さい。
 - (3) 助成金による研究の成果を発表(論文、口頭)する場合には、当財団の助成を受けたことを明示して頂きます。
 - (4) 「共同研究」受贈者は、研究期間満了年の秋に開催する研究報告交流会に参加し報告いただきます。
 - (5) 助成期間中に産休、育休を取得する者については、助成期間延長が可能とします。

2. 三島海雲学術賞事業（褒賞）

本賞は、自然科学及び人文科学の学術研究領域において、とりわけ、創造性に富み優れた研究能力を有する若手研究者を顕彰し、その研究の発展を支援してゆくことを目的とします。

1) 対象分野

- (イ) 自然科学部門 食の科学に関する研究
- (ロ) 人文科学部門 アジア地域の歴史を中心とする人文科学に関する研究（但し、日本を中心とする研究は除く）

2) 内容

- (1) 受賞者には賞状ならびに副賞（1 件当たり 200 万円）を贈呈します。
 - (2) 件数は自然科学部門 2 件以内、人文科学部門 1 件以内とします。
- なお、選考の結果、該当者なしの場合もあります。

3) 候補者の資格

国内外の学術誌等に公表された論文、著書、その他の研究業績により独創的で発展性のある顕著な業績を挙げている者のうち、下記の条件を満たす若手研究者。

- (1) 4 5 歳未満の者（平成 29 年 4 月 1 日現在）
- (2) 人文科学部門は、直近 2 年間（平成 26 年 8 月から平成 28 年 9 月）に刊行された学術書（単著）を有する者
- (3) 日本在住の研究者（国籍は問いません）及び海外在住の日本人研究者（日本国籍を有するもの） 候補者の再度の推薦は可とします。

4) 推薦者

- (1) 本財団より推薦依頼を受けた学会及び大学等研究機関(部局)の代表者

- (2) 本財団より推薦依頼を受けた出版社の部門代表者
 - (3) 本財団の理事並びに評議員（但し、選考委員を除く）
- なお、1 推薦者につき 2 件以内の推薦を可とします。

5) 推薦方法

- (1) 所定の「推薦書」に必要事項を記載し、推薦者の署名捺印のうえ本財団宛に郵送願います。
- (2) 必要書類はホームページからダウンロードしてご利用ください。

6) 推薦期間 平成 28 年 8 月 1 日～同年 9 月 30 日（当日の消印有効）

7) 選考方法

選考委員会で審査し、理事会の承認を経て決定します。

8) 結果の通知

採否の結果は、平成 29 年 4 月上旬までに候補者及び推薦者に通知します。

9) 贈呈式 平成 29 年 7 月 7 日（金）を予定しています。（於 パレスホテル東京）

3. 学術活動支援事業（新規事業）

本事業は、大学、研究機関、学会などが主催する学術活動に対して支援するものです。

1) 対象学術活動

- (1) 自然科学部門 食の科学に関する学術活動
- (2) 人文科学部門 アジア地域を対象とし、哲学、史学、文学を中心とする人文社会科学分野における学術活動

上記学術活動で、クローズドな活動でなく外部／新たな参加者を認めるもの

なお、下記の学術活動は原則として対象外とします。

- ① 国内で開催される学術集会の定例的な年会や季会
- ② 当該年度に既に当財団が採択した助成金と同一の学術活動

2) 応募資格者 学術活動の責任者又は主催者

なお、当財団の関係者は原則として対象外とします。

3) 助成金額

- (1) 1 件原則として 50 万円程度（総額 200 万円以内とする）

- (2) 用途は、学術活動の準備・運営に掛かる一切の費用

なお、応募状況、審議の結果、該当者なしの場合もあります。

4) 応募方法

財団所定の申請書（PDF 版財団ホームページから入手可）に必要事項を記入の上、申請書及び補足資料（趣意書、開催案内等）を事務局宛に郵送してください。

5) 申請受付期間

申込区分	受付期間	採否通知
I 期	01 月～03 月	4 月中旬
II 期	04 月～06 月	7 月中旬
III 期	07 月～09 月	10 月中旬
IV 期	10 月～12 月	1 月中旬

6) 採択及び決定

- (1) 学術委員長の了解のうえ、理事会が決定します。

- (2) 採択基準として以下を考慮する。

- ① 当財団の事業目的に沿ったもの
- ⑥ 国や企業等の補助や助成を得にくいもの
- ⑦ 主として当財団の寄附によって活動が行われるもの
- ⑧ 学術性が高く、国際的な活動
- ⑨ 若手や海外からの参加者が多いもの

7) 選考結果の通知

(1) 書面にて応募者及び応募代表研究者に通知します。

(2) 採否の理由についてのご質問にはお応えいたしかねますのでご了承下さい。

なお、採択に関する情報は、財団ホームページ上で応募者氏名、所属、会名を公表いたします。

8) 助成金の支給

学術活動の責任者又は主催者が指定する口座に振り込みます。

9) 結果報告等

- ・開催後1ヶ月を目途に、財団宛に開催報告書を提出してください。
- ・講演要旨集一部を財団事務局にお送りください。

4. 事業実施のための財源

各事業実施のための財源は、基本財産運用収入、特定資産運用収入から充当します。

(完)